# 五所川原市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項により実施した定期監査に関する監査結果について、同条第9項に基づき別添のとおり公表する。

令和3年3月2日

五所川原市代表監査委員 小田桐 宏之

 五所川原市議会議長
 磯邊
 勇司
 様

 五所川原市長
 佐々木
 孝昌
 様

 五所川原市選挙管理委員会委員長
 白川
 昭麿
 様

五所川原市監査委員 小田桐 宏之 五所川原市監査委員 石沢 和夫

令和2年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

#### 第1 監査の種別

定期監査(地方自治法第199条第4項による監査)

### 第2 監査の対象

本監査は、以下の部署について、平成31年度から令和2年度(一部)の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

### • 総務部

総務課(情報管理室含む)、防災管理課(防災管理室(平成31年度)含む)、秘書課、人事課、管財課(新庁舎建設準備室除く)

### 第3 監査の期間

令和2年10月1日から令和2年10月19日

### 第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員 石沢 和夫 監査委員

### 第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

## 第6 主な監査項目

- ①歳入に係る伝票
- ②歳出に係る伝票
- ③領収済通知書
- ④委託契約に係る書類(契約書、起案文書)
- ⑤旅行命令簿
- ⑥復命書
- ⑦公金の取扱事務の状況
- ⑧対象課等の職員が管理する各種団体の通帳及び出納簿

### 第7 監査の結果

・総務課(情報管理室含む)、防災管理課(防災管理室(平成31年度)含む)、人事課、管 財課(新庁舎建設準備室除く)

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。

秘書課

監査の結果、良好と認めた。

## 第1 監査の種別

定期監査(地方自治法第199条第4項による監査)

### 第2 監査の対象

本監査は、以下の部署について、平成31年度から令和2年度(一部)の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

• 財政部

財政課(ふるさと納税推進室含む)、企画課(男女共同参画室含む)、税務課、収納課

### 第3 監査の期間

令和2年11月2日から令和2年11月16日

## 第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員 石沢 和夫 監査委員

### 第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

### 第6 主な監査項目

- ①歳入に係る伝票
- ②歳出に係る伝票
- ③領収済通知書
- ④委託契約に係る書類(契約書、起案文書)
- ⑤旅行命令簿
- ⑥復命書
- ⑦公金の取扱事務の状況
- ⑧対象課等の職員が管理する各種団体の通帳及び出納簿

### 第7 監査の結果

・財政課(ふるさと納税推進室含む)、企画課(男女共同参画室含む)、税務課、収納課 監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。

## 第1 監査の種別

定期監査(地方自治法第199条第4項による監査)

### 第2 監査の対象

本監査は、以下の部署について、平成31年度から令和2年度(一部)の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

• 会計課

#### 第3 監査の期間

令和3年1月5日から令和3年1月18日

### 第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員 石沢 和夫 監査委員

## 第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から 事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されている かなどを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

### 第6 主な監査項目

- ①歳入に係る伝票
- ②歳出に係る伝票
- ③領収済通知書
- ④委託契約に係る書類(契約書、起案文書)
- ⑤旅行命令簿
- ⑥復命書
- (7)公金の取扱事務の状況
- ⑧対象課等の職員が管理する各種団体の通帳及び出納簿

## 第7 監査の結果

会計課

監査の結果、良好と認めた。

## 第1 監査の種別

定期監査(地方自治法第199条第4項による監査)

### 第2 監査の対象

本監査は、以下の部署について、平成31年度から令和2年度(一部)の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

• 議会事務局

#### 第3 監査の期間

令和3年1月5日から令和3年1月18日

### 第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員 石沢 和夫 監査委員

## 第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から 事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されている かなどを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

### 第6 主な監査項目

- ①歳入に係る伝票
- ②歳出に係る伝票
- ③領収済通知書
- ④委託契約に係る書類(契約書、起案文書)
- ⑤旅行命令簿
- ⑥復命書
- (7)公金の取扱事務の状況
- ⑧対象課等の職員が管理する各種団体の通帳及び出納簿

### 第7 監査の結果

・議会事務局

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。

## 第1 監査の種別

定期監査(地方自治法第199条第4項による監査)

### 第2 監査の対象

本監査は、以下の部署について、平成31年度から令和2年度(一部)の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

• 選挙管理委員会事務局

#### 第3 監査の期間

令和3年1月5日から令和3年1月18日

### 第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員 石沢 和夫 監査委員

## 第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から 事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されている かなどを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

#### 第6 主な監査項目

- ①歳入に係る伝票
- ②歳出に係る伝票
- ③領収済通知書
- ④委託契約に係る書類(契約書、起案文書)
- ⑤旅行命令簿
- ⑥復命書
- ⑦公金の取扱事務の状況
- ⑧対象課等の職員が管理する各種団体の通帳及び出納簿

### 第7 監査の結果

・選挙管理委員会事務局 監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。